

別記様式第1号(第四関係)

紀北町活性化計画

三重県北牟婁郡紀北町

令和4年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	紀北町地区活性化計画			計画期間(※2)	令和4年度～令和8年度
都道府県名	三重県	市町村名	紀北町	地区名(※1)	紀北町(きほくちょう)地区

目 標 : (※3)

紀北町地区の基幹産業である農業を振興するために、モデル的に低コスト耐候性ハウスを整備し、トマトのミニ産地化を図ることを目標とします。

- ① トマト及び加工品の現在の売上額に対して8,789千円/年のぞうかを目指します。
- ② トマト等栽培面積の増加を通じて常勤雇用者1名、非常勤雇用者3名の増加を目指します。
- ③ 施設を利用した新たな高収益作物及び新たな加工品2品目/3年の開発・販売を目指します。

目標設定の考え方

地区の概要:

県南部に位置する紀北町は、西は大台山系で奈良県と接し、東は熊野灘に面しています。総土地面積25,653haのうち農林地面積の占める割合は91%と高く、全域が中山間地です。経営耕作面積は75haと少なく、河川(赤羽川、船津川、銚子川)流域に水田・畑が、古里・道瀬地区に樹園地が点在しています。水田農業では、単作でコシヒカリが栽培されており、共同育苗施設が整備されています。施設園芸では、花壇苗(古里)やイチゴ(相賀、志子)、トマト(東長島、船津)、ホオズキ(東長島)が栽培されています。露地野菜は、主にさといも(セレベス、八つ頭)、ニンニク等が栽培されており、八つ頭は農協の農産物加工施設等で「くき漬け」の加工が行われています。柑橘では、古里・道瀬地区で、温州みかん、および中晩柑類の栽培が盛んです。畜産分野では、採卵鶏において、堆肥舎やコンポスト(密閉式堆肥発行装置)等環境対策に取り組まれています。

現状と課題

1 担い手不足

基幹的農業従事者数のうち、65歳以上の占める割合は75%と高く、担い手不足が深刻となっています。また、総農家数は210戸(対2010比39%減)と年々減少しているのに対し、直近5か年の45歳以下の新規就農者は3人と僅かな状況となっています。農地は傾斜地が多く、狹隘で不整形であるなど、農業の生産条件が不利なことから、農業生産性が低く、このような状況から、耕作放棄地が急激に拡大しています。

2 農産物の生産状況

ほ場条件の悪い水田が多く、多雨地域であることから、主食用米以外の土地利用型畑作物等の導入が難しい状況にあり、コシヒカリの単作経営となっています。野菜生産については、経営面積が小規模であり、農家個人による直売や契約栽培での販売、農産物直売施設での販売が中心となっており、地域の消費者の需要を十分に満たしていません。

今後の展開方向等(※4)

地域農業振興の起爆剤とするため、モデル的に低コスト耐候性ハウスを整備し、完熟トマトのミニ産地化や特徴的な加工品(200%トマトジュース)に続く新たな加工品の開発による地域特産品づくりに取り組み、生産量の拡大・所得向上・雇用の確保を図り、耕作放棄地の解消に繋がります。

事業実施主体である株式会社デアルケは日々本気で農業生産・加工品製造に取り組むため平成19年に設立された法人で、平成23年3月に紀北町の認定農業者の認定を受けています(直近では令和3年3月更新)。平成24年度に設立された「海・山こだわり市実行委員会」にも参画しており、紀北町引本港で地元の農林水産物を販売する「海・山こだわり市」を年数回開催するなどイベントを通じて町の活性化に取り組んでいます(令和元年度東海農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」第6回選定)。また、活動が認められ、令和3年度に地域イノベーション学会から表彰されています。令和2年度からは紀北町有施設である「道の駅みやま」の指定管理者となり、地域産業を牽引していく法人です。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
紀北町	紀北町地区	農地等保管保全整備(産地振興追加保管整備)	株式会社デアルケ	有	イ	低コスト 耐候性ハウス

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載する。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

紀北町地区(三重県北牟婁郡紀北町)	区域面積(※2)	25,653ha																					
区域設定の考え方(※3)																							
①法第3条第1号関係:																							
<p>区域の総面積25,653haの内、農林地面積は23,391haで91%を占めています。 世帯数7,743の内、農林家は437世帯であり、また、全就業者数(7,166人)に対する農林業従事者数(254人)の割合は3.5%であるので、農林業はこの地区で重要な産業となっています。</p> <table border="0"> <tr> <td>区域総面積</td> <td>25,653ha</td> <td>紀北町町勢要覧(令和3年4月)</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>452ha</td> <td>紀北町町勢要覧(令和3年4月)</td> </tr> <tr> <td>林地面積</td> <td>22,934ha</td> <td>紀北町町勢要覧(令和3年4月)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>7,743世帯</td> <td>紀北町町勢要覧(令和3年4月)</td> </tr> <tr> <td>農林家</td> <td>437世帯</td> <td>2020農林漁業センサス</td> </tr> <tr> <td>全就業者数</td> <td>7,166人</td> <td>H27国勢調査</td> </tr> <tr> <td>農林業従事者数</td> <td>254人</td> <td>H27国勢調査</td> </tr> </table>			区域総面積	25,653ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)	農地面積	452ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)	林地面積	22,934ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)	世帯数	7,743世帯	紀北町町勢要覧(令和3年4月)	農林家	437世帯	2020農林漁業センサス	全就業者数	7,166人	H27国勢調査	農林業従事者数	254人	H27国勢調査
区域総面積	25,653ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)																					
農地面積	452ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)																					
林地面積	22,934ha	紀北町町勢要覧(令和3年4月)																					
世帯数	7,743世帯	紀北町町勢要覧(令和3年4月)																					
農林家	437世帯	2020農林漁業センサス																					
全就業者数	7,166人	H27国勢調査																					
農林業従事者数	254人	H27国勢調査																					
②法第3条第2号関係:																							
<p>本町の人口は町勢要覧によると、平成17年から平成27年の10年間で20%減少(20,946人→16,799人)しており、人口の減少にあわせて農業就業人口も10年間で8%(185人→171人)減少しています。基幹的農業従事者数のうち65歳以上の高齢者が占める割合も75%(75人中56人)で、農業就業人口の減少と高齢化の進行は、町の活力低下につながっており、定住促進施策を講じることが喫緊の課題です。</p>																							
③法第3条第3号関係:																							
<p>本計画区域は、町内全域が半島振興法地域に指定されており、市街化区域は含んでいません。</p>																							

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の終了年度の翌年度には、施設の利用状況等を把握の上、以下の目標達成状況を検証します。
①トマト及び加工品の現在の売上額に対して8,789千円／年の増加を検証します(法人の決算書から把握)。
②トマト等栽培面積の増加を通じて常勤雇用者1名、非常勤雇用者3名の増加を検証します。
③施設を利用した新たな高収益作物及び新たな加工品2品目／3年の開発・販売を検証します。
また、検証により改善事項があれば見直しについて検討することとし、結果については公表を行います。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。